

若者住宅

- 👉 **都市計画課建築住宅係**
kenchiku@city.nakano.nagano.jp
- 👉 **豊田支所 地域振興課振興係**
shinko-t@city.nakano.nagano.jp

永江地区南沖住宅団地内に、若者住宅(8戸)があります。若者住宅の入居には、次のような条件があります。

1. 現に居住し、または今後同居しようとする夫婦(届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む)であること
2. 使用を許可されたときに45歳以下のもので構成する世帯であること
3. 使用者及び同居する親族の総所得年額が780万円未満であること
4. 将来にわたり中野市に居住するものであること
5. 市税などの滞納がないこと

土地取引・建物売買

敷地の現地調査や物件の確認は、必ず自分で行いましょう。疑問点があったら、宅地建物取引業者の取引主任者に確認しましょう。また、契約にあたっては契約書をよく読み、印鑑は必ず自分で押しましょう。

土地売買等

- 👉 **都市計画課監理計画係**
toshikei@city.nakano.nagano.jp

一定面積以上の土地の売買等をする場合、土地に関する権利取得者(譲受人)は、売買等の契約締結後(予約含む)2週間以内に都市計画課への届け出が必要です。(国土利用計画法)

区域	面積
都市計画区域内	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

宅地等の開発

- 👉 **都市計画課監理計画係**
toshikei@city.nakano.nagano.jp

右記面積に該当する開発行為を行う場合は、事前に県知事等の許可が必要です。(都市計画法)

区域	面積
都市計画区域内	3,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

■中野市宅地開発等指導要綱に基づく協議

次の開発をする場合は、事前に市との協議が必要です。

- (1) 開発面積 1,500㎡以上(区画整理区域内では、3,000㎡以上のもの)
- (2) 住宅建設 1戸建て5戸(5区画)以上・集合住宅10戸以上
- (3) 上記2つの事項に該当しない場合であっても、工事完了後5年以内に同一開発者が隣接して行う宅地開発などで、その戸数、区画数、面積の合計が(1)(2)を超えるもの
- (4) 第1種特定工作物を建設するもの
- (5) 第2種特定工作物で面積が5,000㎡以上(土地区画整理区域内にあっては10,000㎡以上)のもの

要綱に基づく宅地開発等を計画しようとする開発者の方は、事前に計画協議書と関係図書を提出し、協議を行う必要がありますが、この場合は、まず、都市計画課監理計画係まで、お問い合わせください。協議書の作り方や必要な図書等について、ご説明いたします。